

西尾市都市公園条例（昭和59年12月21日条例第26号）

最終改正: 令和元年 6月28日条例第45号

改正内容: 令和元年 6月28日条例第45号 [令和2年4月1日]

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(申請書に添付すべき書類)

第10条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添えなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為（以下「都市公園の使用」という。）の許可の際、納付しなければならない。ただし、官公署、学校等で市長が特別の理由があると認めるときは、都市公園の使用後、3月を超えない範囲の期間で納付することができる。

2 市長は、使用料が特に多額であるとき、又は一時に納付することが困難であると認めるときは、分割納付させることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 納付された使用料は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 法第27条第2項又は次条第2項の規定に基づき、市長が都市公園の使用の許可を取り消し、又はその許可に係る行為の中止を命じたとき。
- (2) 都市公園の使用の許可を受けた者が、市長の承認を受けて、その許可に係る行為を中止したとき。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合